

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南魚沼市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南魚沼市長

公表日

令和7年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき児童を養育している人に手当を支給するため、対象者の要件を審査し認定処理を行うとともに、資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①認定請求に係る事実確認、審査 児童手当の対象者、支給要件児童の住民情報の確認・対象者及び配偶者の所得情報の確認・年金加入情報の確認・公金受取口座情報の確認・戸籍関係情報の確認 ②現況届受付の係る事実確認、審査 ③支払処理、管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤他団体からの照会に対する情報提供 ⑥マイナポータルを経由した請求・届出の受付及びお知らせの送付</p>
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、児童手当児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表、番号法第19条第8号に基づく主務省令 (主務省令第2条表における情報提供の根拠): 42,125,141の項 (主務省令第2条表における情報照会の根拠): 106,107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南魚沼市総務部総務課 南魚沼市六日町180-1 025-773-6660
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南魚沼市総務部総務課 南魚沼市六日町180-1 025-773-6660
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底する。 ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。	
-------	---	--

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書類棚に保管することを徹底する。 特定個人情報を含む書類を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月22日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。	児童手当法に基づき、児童を養育している人に手当を支給するため、対象者の要件を審査し認定処理を行うとともに、資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。	事後	
平成29年3月22日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	①認定請求に係る事実確認、審査 児童手当の対象者、支給要件児童の住民情報の確認。対象者及び配偶者の所得情報の確認、年金情報の確認 ②現況届受付の係る事実確認、審査 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	事後	
平成29年3月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	情報提供の根拠20	情報提供の根拠26	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 上村隆一	子育て支援課長 青木和雄	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 青木和雄	子育て支援課長 山崎芳人	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 山崎芳人	子育て支援課長	事後	規則改正による様式変更
令和1年6月30日	IV. リスク対策		新規追加	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月25日	IV リスク対策 8.監査	自己点検	内部監査	事後	
令和4年3月29日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月29日	IV リスク対策 8.監査	内部監査	自己点検	事後	
令和5年3月16日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①認定請求に係る事実確認、審査 児童手当の対象者、支給要件児童の住民情報の確認・対象者及び配偶者の所得情報の確認・年金加入情報の確認 ②現況届受付の係る事実確認、審査 ③支払処理、管理の確認 ④統計処理の確認	①認定請求に係る事実確認、審査 児童手当の対象者、支給要件児童の住民情報の確認・対象者及び配偶者の所得情報の確認・年金加入情報の確認・公金受取口座情報の確認・戸籍関係情報の確認 ②現況届受付の係る事実確認、審査 ③支払処理、管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤他団体からの照会に対する情報提供 ⑥マイナポータルを経由した請求・届出の受付及びお知らせの送付	事後	
令和5年3月16日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、マイナポータル申請管理	事後	
令和5年3月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠): 26,30,87 の項	(別表第二における情報提供の根拠): 26,30,87,106 の項	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき児童を養育している人に手当を支給するため、対象者の要件を審査し認定処理を行うとともに、資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①認定請求に係る事実確認、審査 児童手当の対象者、支給要件児童の住民情報の確認・対象者及び配偶者の所得情報の確認・年金加入情報の確認・公金受取口座情報の確認 ②現況届受付の係る事実確認、審査 ③支払処理、管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤他団体からの照会に対する情報提供 ⑥マイナポータルを経由した請求・届出の受付及びお知らせの送付	児童手当法に基づき児童を養育している人に手当を支給するため、対象者の要件を審査し認定処理を行うとともに、資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①認定請求に係る事実確認、審査 児童手当の対象者、支給要件児童の住民情報の確認・対象者及び配偶者の所得情報の確認・年金加入情報の確認・公金受取口座情報の確認・戸籍関係情報の確認 ②現況届受付の係る事実確認、審査 ③支払処理、管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤他団体からの照会に対する情報提供 ⑥マイナポータルを経由した請求・届出の受付及びお知らせの送付		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 26,30,87,106の項 (別表第二における情報照会の根拠):74,75の項	番号法第19条第8号 別表、番号法第19条第8号に基づく主務省令 (主務省令第2条表における情報提供の根拠): 42,125,141の項 (主務省令第2条表における情報照会の根拠): 106,107の項	事後	
令和7年3月17日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		新規追加	事後	
令和7年3月17日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		新規追加	事後	